

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(予算責任者等が契約できる範囲)</p> <p>第2条の2 会計規程第7条第3項の規定により予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者(以下「予算責任者等」という。)が契約できる少額な契約は、1品<u>50</u>万円未満で総額500万円未満となる物品購入契約、1件<u>50</u>万円未満の請負契約(工事を除く。)及び総額<u>50</u>万円未満の賃貸借契約とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第41条 経理責任者は、<u>物品購入契約にあつては予定価格が500万円(単価100万円)、その他の契約にあつては予定価格が500万円以上の随意契約をするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、別に定める場合は、見積書の徴取を省略することができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 <u>事務本部</u>の検収センターに全ての部局の検収を行うことができる検収担当者を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(予算責任者等が契約できる範囲)</p> <p>第2条の2 会計規程第7条第3項の規定により予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者(以下「予算責任者等」という。)が契約できる少額な契約は、1品<u>200</u>万円未満で総額500万円未満となる物品購入契約、1件<u>200</u>万円未満の請負契約(工事を除く。)及び総額<u>200</u>万円未満の賃貸借契約とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第41条 経理責任者は、<u>予定価格が500万円以上の随意契約をするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、別に定める場合は、見積書の徴取を省略することができる。</u></p> <p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 <u>会計管理部</u>の検収センターに全ての部局の検収を行うことができる検収担当者を置く。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>